

第3回 輸入麦の政府売渡ルール検討会議事概要

日時：平成20年12月9日（火） 13:25～15:45

場所：農林水産省本省 7階講堂

開 会

（梶島食糧貿易課長）ヒアリングで意見をお聞きする方々、委員の皆様、お集まりですので、ただ今から「第3回 輸入麦の政府売渡ルール検討会」を開会させていただきます。皆様におかれましては、お忙しいところお集まり頂きまして、誠にありがとうございます。本日は、三村委員はご都合により欠席とのご連絡がありました。

本日は、前半は製粉企業の方々、後半は生産者団体の方々から御意見をお伺いすることとなっております。前半の目途としては、概ね3時までと考えております。

先ず、本日、御意見を伺わせていただく製粉企業の方々をご紹介します。

昭和産業株式会社 代表取締役社長 横沢 正克 様でございます。

同じく、昭和産業株式会社 常務取締役 岡田 茂 様でございます。

曾我製粉株式会社 代表取締役社長 曾我 隆一 様でございます。

阿部製粉株式会社 代表取締役社長 阿部 晃造 様でございます。

以上、4名の方々でございます。本日は、年末の業務御多忙の中、御出席下さいまして、誠にありがとうございます。

なお、生産者団体の方々は、会の後半で御意見を伺うこととしておりますので、後程、お見えになることとなっております。お見えになりましたら、改めて御紹介させていただきます。

それでは、この後の議事進行を、林座長にお願いしたいと思います。

議 事

（林座長）皆様には、お忙しい中、急なお願いにも関わらず、お集まり頂きまして、ありがとうございます。検討会の第3回となります、今回は、製粉企業と生産者団体の方々から、御意見をお伺いすることとなっております。

本日の進め方は、前半は製粉企業の方々から意見を伺い、後半に生産者団体の方々から意見を伺うという2部構成で行いたいと思います。

それでは、先ずは、製粉企業の方々から、お手元に参考として「ヒアリング項目」を配付しておりますが、概ねこれに沿って、それぞれ15分程度、御意見をお願いしたいと

思います。その後、委員の皆さんと意見の交換などを行いたいと思います。

なお、本検討会におきましては、会議は公開とし、皆様から頂いた御意見等につきましては、議事の概要にとりまとめの上、公開させていただきますので、よろしくお願いいたします。

製粉企業からのヒアリング

(林座長) それでは、早速、始めたいと思います。

最初は、製粉協会会長、昭和産業株式会社 横沢社長から御意見をお伺いいたします。

(昭和産業 横沢社長) それでは、ヒアリングの項目に沿って説明させていただきます。

1 販売について

(1) 販売価格改定のタイミングをどうやって決定しているかについて

- ・ 小麦粉の製造原価の大部分は、小麦が占めており、結論としては、小麦の政府売渡価格の改定に合わせて価格の改定を行っている。過去4回の政府売渡価格の改定があり、それに合わせて、小麦粉価格の改定を行っているところである。また、具体的な改定日については、政府売渡価格改定前に買った小麦及びその製品在庫を大体1ヶ月分程度保有しているので、この在庫量を勘案して、実際の価格改定日を決めている。

(2) 小麦粉の販売先となる業界及びシェアについて

- ・ 農林水産省の今年1月発表の資料「製粉工場実態調査」を引用すると、平成18年度の場合、小麦粉生産量は490万トン、そのうちパン用 201万トン（シェア41%）、めん用 159万トン（シェア32%）、その他・菓子用等 130万トン（シェア27%）となっている。

(3) 玄麦価格以外の価格改定要素、また、小麦粉の価格に占める玄麦価格のシェアについて

- ・ 小麦粉価格を構成する原価については、玄麦代以外に、人件費、償却費、包装代等の製造経費、営業の人件費、配送・配達費等の販売経費、また、管理部門の事務人件費等の管理費がある。
- ・ 小麦粉の価格に占める玄麦価格のシェアについては、概ね7割から8割となっている。

(4) 価格改定コストについて

- ・ 価格改定にかかる別途のコストとして、価格交渉等を行う営業の人件費・交通費、システム登録の変更等のメンテナンス費用等の諸経費がある。また、御客様と交渉の結果、配合率等を変更した別の銘柄の小麦粉を作ることが必要になった場合には、それら新たな銘柄の開発費も必要になる。

(5) 小麦粉価格改定後の売上と利益について

- ・ 業界全体という意味では数字はおさえていないが、当社の場合については、昨年4月から本年3月の売上高は、小麦粉価格の改定等もあり増収、一方、利益は大変厳しい状況にあり、概ね横ばいの減益となっている。今年4月から9月までの今年度上期については、引き続き売上高は増収、また利益について営業努力による販売数量の増加、全社上げてのコスト削減の努力もあり、御陰様で増益となっている。しかしながら、今後、下期については、様々、流動的なところもありどのようなものになるか心配しているところである。

2 小麦の銘柄について

(1) 価格が高騰しても需要が落ちない銘柄について

- ・ 結論から言えば、そのような銘柄はない。最終製品である、パン、めん、いずれも価格アップとともに売上げが減少しており、今年4月～6月では、それぞれの製品で2～3%は売上げが減少している。
- ・ それらの減少分については、コメ等、他の製品に需要がシフトしているのではないかと考えられる。

(2) 価格が高騰したら他の銘柄や国産麦に代替する銘柄について

- ・ パン用の小麦粉には、強力系であるアメリカ産DNS、カナダ産1CW、アメリカ産HRWという小麦を使用しており、これらの銘柄間ではそれぞれ代替関係がある。しかし、これを国内産に置き換えると考えた場合、これら外国産3銘柄の輸入量が年間300万トンであるのに対して、国内産の強力小麦の生産量は約2万トンしかないので、実質的に代替することは無理である。
- ・ うどん等用である中力系のASW、菓子等に使われる薄力系のWWについては、一部、国内産と代替することが可能である。しかしながら、どの位の量が代替できるかについては、最終製品の品質をどの程度とするかでも変わってくるので、一概には言えないところである。

3 SBSについて

- ・ 現状、SBS方式で輸入している2銘柄のうちの1つ、パスタの原料に使われるデュラム小麦については、産地のうち欧州、豪州の大減産等でSBS移行前の価格

の3倍、具体的にはトン当たり5万円程度であったものが15万円にもなる価格の暴騰、大幅な値上がりがあった。このような異常な状況の中では、SBSの導入による仕入れの弾力化等といったメリットは全くなかった。

- ・ 相場連動制によって売渡価格が決められる主要5銘柄については、マークアップの圧縮があったが、SBS銘柄では相場の上昇分が直接、価格に反映されるので大きく価格が上昇することとなった。
- ・ SBSのもう一つの銘柄であるオーストラリア産のプライム・ハードについては、不作による輸入量の減少により、他の銘柄で代替せざるを得なかったが、その銘柄とプライム・ハードとの価格差によりマーケティング上困難が生じた。
- ・ 一般輸入される銘柄については、先の10月の価格改定でも本来23%の引上げとなるどころ10%の改定に圧縮されているが、SBS方式ではそのような手立てができない仕組みとなっている。

4 今後の輸入麦の政府売渡ルールについて

(1) 国際相場の上げ下げをどの程度迅速に反映するのが適当か

- ・ 大変難しい質問である。現状の相場連動制は、国の買付価格の平均をもとに売渡価格の変動を平準化しており、食糧法の価格の安定という趣旨にそったものとなっており、小麦価格の安定にも貢献している。しかし、上げ局面では上げ幅を抑制するが、下げ局面では下げを抑制するものとなり、迅速な相場の反映ということとは相反するものとなっている。国民生活等を考えた場合にどちらを優先するかという問題であると思う。
- ・ しかし、従来に比べれば、現在の相場連動制も格段に相場の動きが迅速に反映されているものと思う。ただし、その算出方法については、11ヶ月前の買付価格をも使っており、そういう意味では、これについては適切ではないと考えている。
- ・ 更に、相場連動制といっても、±5%程度の小幅な改定では、製品価格への反映が非常に難しいので、そのような場合には改定を見送るようお願いしているところである。
- ・ 現在のように異常な相場の状況の中で、どのように相場を迅速に価格に反映させるかという質問については、大変難しい問題であると思う。

(2) 売渡ルールをどのように変えればよいか

① 価格の改定回数

- ・ 結論から言えば、現行どおり2回でお願いしたい。先の二次加工業者のヒアリングでもあったと思うが、政府売渡価格の改定が最終製品に反映されるまでに非常に時間がかかり、また、価格交渉が難航した場合には、新たな銘柄の開発等も行わなければならないことから、価格改定には3～4ヶ月、長い場合には6ヶ月も要して

いるところである。このため、例えば、年3回改定ということになれば、我々が価格改定の交渉中に、次の政府売渡価格の改定となって、市場が非常に混乱することとなる。そのことは、価格の安定という面からも消費者のデメリットになるものと考えている。

② 価格改定の基礎となる期間

- ・ 相場連動制に移行し、これまでユーザーや消費者等に対して、現状の年2回改定というルールの定着に努めてきたところであり、今後も我々の希望する年2回の改定ということを前提とすれば、改定期間については6ヶ月程度を基本として検討するべきと考えている。

③ S B S方式

- ・ S B S方式導入の考え方については、国家貿易では限界のある需要者の多様なニーズに応えるために導入されたものと考えている。また、対象の2銘柄については、用途が限定されており、他の銘柄との代替が少なく、また、数量的にもそれ程多くないことから対象になったものである。
- ・ そのS B S方式について、結論から言えば、現行どおりの運用としていただきたい。
- ・ 理由の一つとしては、仮に、年間の輸入数量が多い銘柄を対象とした場合には、先ず、運搬手段の問題がある。通常、小麦を輸入する場合は、2万トンの本船で輸入している。1船4ハッチあり、1ハッチ5千トンを取引の1単位とするのが基準である。現状、これを製粉企業1社、例えば昭和産業1社で運用するのは不可能である。したがって、複数の企業で合同ですることとなる。通常は1船の荷揚げは2ポート（港）であるが、複数の港で荷揚げをせざるを得ず、配船・荷揚げ等が難しくなってくるものと考えている。
- ・ 2つ目の理由として、相場に連動するという意味ではS B S方式はメリットがあるかもしれないが、上がったたり下がったり異常な価格高騰の中では、先程申し上げたとおり、デュラム小麦は価格が3倍ものなり消費者の皆様にも影響を与えたところである。しかしながら、S B S方式以外の主要な5銘柄ではマークアップの縮小によって価格上昇の抑制がされたところである。
- ・ 安定供給ということについて、世界的に小麦の需給がひっ迫している中で、農水省の力により、国家貿易の機能と役割を最大限に活かして安定供給がされたと実感しているところである。これが多くの銘柄が、S B S方式になった場合に同じように安定的な供給が確保されるかどうかは大きな疑問と考えている。
- ・ また、価格面においても、S B S方式と国家貿易、どちらが安く買えるかと考えた場合、国全体の需要を国が大きなロットで買い付けた方が、S B S方式で各社がばらばらに買い付けるよりも安く買えると考えられ、国内価格の安定という面からも国家貿易がよいと考えている。
- ・ したがって、S B S方式については、現行2銘柄以上への拡大はせず、主要銘柄

については、引き続き国が全量輸入することとが大変重要であると考えている。

- ・ 国内産麦への影響を考えた場合、A S W、W Wが国内産麦と競合するが、これがS B Sに移行した場合、相場によっては国産小麦の需要に大きく影響して自給率の確保という面からも大きな問題になると考えている。
- ・ 最後に備蓄の問題について、世界の食糧供給に不安がある中で、備蓄の充実が政策的に大きな課題であると思うが、S B Sに移行する銘柄が増えれば、国の備蓄がどんどん減ってくることになる。我々、民間としては経済原則に従った在庫しか持たないので、世界の食料市況が不透明な中では国の備蓄を減らすべきではないと考えている。

5 その他の意見

- ・ マークアップの縮小について一言お願いしたい。小麦の内外価格差の縮小を図る必要があると、3年前の検討会の方向もあり、我々、製粉協会としてもそのためにマークアップの計画的・継続的な縮小をお願いしたい。
- ・ また、国内産麦の生産の確保は、我々も重要であると考えているが、その財源については、マークアップではなく一般財源でお願いしたい。

(林座長) どうもありがとうございました。

続きまして、曾我製粉株式会社 曾我社長からお願いいたします。

(曾我製粉 曾我社長)

- ・ 総論的には、今の横沢製粉協会長の発言のとおりである。
- ・ 全粉協は、会員企業46社、協同組合方式で原料の共同購入等を行う中小の製粉企業の集まりである。そういった立場から、意見を述べさせていただきたい。
- ・ 現行ルールについては、平成16年頃から3年ぐらい検討がされて、18年に55年ぶりに麦の価格制度が改正され、19年から相場連動制に移行することとなった。、その一番の特徴は相場変動に合わせて動くということであった。
- ・ しかし、導入後、相場の動きはこれまで予想も出来ない異常な高騰となり、これまで4回の価格改定が行われてきたが、いずれも良い面、悪い面はあると思うが、事実としてはルール通りの改定ではなかった。今回の検討会の背景としては、そのことも問題になっているのではないかと思う。
- ・ 今回の検討会の位置づけについては、急騰時には、経済対策として上げ幅を圧縮し、今般の下がった時は、早急に下げることではないかと思うが、我々としては、相場が下がっているから、すぐに下げることではなく、ルールを作った時に戻って、下げにこだわることなく、総体的に慎重な対応をお願いしたい。
- ・ 価格の急騰時には、輸出国の輸出規制があつて、お金があつても買えなかったとい

うのは、つい最近までのことであり、このことを我々は忘れてはいけないと思う。柴田先生の講演もお聞きしたが、中長期的には、世界の人口は増加しており、いずれまた穀物の価格が上がる局面はあり、国としてきちんとした備蓄体制を築く必要があると考えている。

- ・ 先般、石破農林大臣から、食料自給率50%を目指した工程表の発表もあったが、食料の備蓄や安定的な供給について国家的な取組を進めていただきたい。また、それに当たっては、スイスは特別な国かもしれないが、スイスの食料政策も見習うべきである。
- ・ 今回のルールの見直しについては、スタート時に戻って考えていただきたい。
- ・ 本年10月の政府売渡価格10%の引上げ分について、現在、二次加工は製品価格への転嫁の努力をしているが、今回の政府売渡価格の引下げの話が出て、交渉が非常に厳しくなっており、ほとんど進んでいない状況である。そういうこともあり、次の政府売渡価格の改定は、するのであれば来年4月以降としていただきたい。
- ・ 改定回数の頻度については、これ以上増えることは苦難なことであるので、2回は維持していただきたい。
- ・ 今、我々が心配しているのは、消費の減退である。こうした中で、価格の改定作業をしている二次加工のめん屋さんが、納めているスーパーから、アメリカ発の金融危機の影響もあり、値上げを通さない、ほとんど通っていない状況であり、製品価格が上がらない中で、原料の小麦粉の値上げに対するプレッシャーも強くなっている。
- ・ S B S方式については、中小製粉の立場からも対象銘柄の拡大はしないでいただきたい。現在、対象のプライム・ハードは、先程の説明にもあったとおり、制度導入と同時にオーストラリアの大かんばつにより価格が高騰し、品物も入らない状況であった。このように平常時の検証もしていない状況で拡大することは絶対反対の立場をこれまでもとってきたところである。S B S方式は、車に例えればショックアブソーバーがないようなものであり、緩衝材がなく、変動が直接伝わってしまうので、しっかり検証した上で慎重な対応をお願いします。
- ・ コメ、麦は主要食糧であるので、国産小麦の生産振興は我々も忘れることはできない。輸入小麦とトータルで考えていかなければならないものと考えているので、そういったことも含めて、検討のほど、よろしくお願いします。

(林座長) どうもありがとうございました。

続いて、阿部製粉株式会社 阿部社長からお願いいたします。

(阿部製粉 阿部社長) 先の横沢会長、曾我会長の意見にそれほど大きな違いはありません。

(林座長) 特に強調したい部分について、お願いします。

(阿部製粉 阿部社長)

- ・ 今年3月現在で、製粉企業は99社になってしまったが、その上位10社で80%のシェアを持っている業界である。その中で、我々組合員も頑張っている。
- ・ 中小製粉では、特に小麦粉の用途別の生産でみると、めん用の生産が多く、外国産ではA S Wを多く使っている。
- ・ 玄麦以外のコストでは、中小製粉の工場は内陸に位置するものが多く、臨海工場に比べると原料の引取コストが余計に掛かっている。
- ・ 値上げ後の売上げについては、収益がやや良くなっているところもあるが、中には買入、在庫、売掛についてのコストが掛かって、キャッシュフローが特に悪くなっているという話も聞いている。
- ・ 価格に関係なく需要がある銘柄については、学校給食用等は需要が堅い部分もあるが、逆に米飯給食にとって代わられるものもあり、そういう意味では需要が減少傾向にあるところである。

製粉企業との質疑・意見交換

(林座長) ありがとうございます。ただいまお話し頂きました御三方、本当に、どうもありがとうございます。

それでは、ただいまの御意見につきまして委員の方々から、御質問あるいは御意見を頂ければと思うのですが。

(加倉井委員) 横沢さんに伺いたいのですが、お立場上ですね、非常に農水省の優等生みたいな、お話しとして伺ったんですが、国家貿易というのはですね、永久に続くというふうにお思いですか。なんかそれが前提となった様なお話しとして受け賜ったんですが。

(昭和産業 横沢社長) 大変難しい御質問だと思いますけれども、将来的にロングタームの中でですね、国家貿易がいつまでも今のまま全く変更が無いとは、私は考えてございません。ただ、今日のこのヒアリングというのは、先程曾我会長もおっしゃったとおり、現行ルールもございます中で急遽、ふっと沸いて出た状況にもなっておりまして、そのための意見を聞かれているところでございますので、私としては先程の様な発言をいたしました。先生の御質問に答えるのであれば、将来的についてはやっぱり大きく変化せざるをえないでしょうし、その変化の中で私ども業界としても、対応を考えていかなければと思っております。

(林座長) よろしいですか。その他委員から。

(柴田委員) 頂いた意見を整理してみますと、価格の変動の改正の回数は2回と、最初は3回のを2回にということだったのでしょうか。暫定で2回になっているんですよね。いずれこれは3回に戻すといったことなんでしょうか。

(梶島食糧貿易課長) 1回目の資料を後ほどご確認頂きたいと思うのですが、当時、制度、法律を変えてですね、この売渡しのルールを決めるという際に、製粉企業の方々とご相談させて頂いて、売渡回数、算定期間、それからSBSの対象品目といったものを決めさせて頂いた訳でございます。今回、曾我会長がおっしゃるように、そういう意味ではその時点に立ち返って、その当時は製粉企業の方々のみから意見を伺ったわけですが、今回は製粉企業の方々を始め、二次加工メーカー、消費者の方、ユーザーの方も含めお話を伺ってということでございます。その際の資料の7ページでございますが、その関連で当時議論されていたものとして10ページに資料がございますが、価格改定の回数については、年3回を前提としつつと、原則年間3回ということでございますが、円滑な制度移行を図る観点から、当面は4月及び10月の年間2回の改定とするということで決めさせて頂いた経緯がございます。

(柴田委員) ということは、暫定期間であって、いずれ年3回をにらんだ、ルールに基づくということであれば、そういう解釈でよろしいですか。それは、環境が変わってきたので、白紙に戻して見直していきましょと。

(梶島食糧貿易課長) 当初は、そういう考え方であったということで、別に3回でなくて、前回ご議論頂いた年24回でもかまいません。

(柴田委員) 消費者の視点に立った場合には、出来るだけ安い方がよいというような事になるんでしょうし、しかしながら、もう少し長いレンジで見た場合には食料の安全保障というような観点から言うと、いわゆる安定供給調達をどの様に計るか、価格はなるべく動かない方がよいという面もあるんでしょうけど、なかなか短期的に見るのか、長期的な安全保障を考えた場合にどうするのかというところも、どう考えてるかというところが重要かと思うんですけれども、横沢社長の方の見方としてはやはり安定供給と、それから価格についてはルールに則って、市場、マーケットを出来るだけ反映した方がよいという理解、その際に、あまり細かな、5%以内の価格変動であれば、交渉のほうが大変難航して、そのコスト、時間を考えてみると、その辺は丸めて頂きたいと、こういうふうなお話しですね。

(昭和産業 横沢社長) 後半の件にお答えしますと、5%程度ですとね、やっぱり小麦粉1袋の値は相当小さいわけですから、そこからまた例えばうどんができる、パンができる、じゃあこのうどんが幾ら上がるのとなると多分1円以下とか、その様な事でございますので、そういう様な状況で交渉するというのはですね、これは合理的じゃない。合理的じゃないというか大変な努力の割にはですね。従って、5%程度はですね、何とか動かさないでもらいたい、こういう考え方です。

(柴田委員) 安定保障、安定供給というのを考えた場合には、やはり現行の国が一括してほしいということですか。

(昭和産業 横沢社長) 前半の御質問、価格の問題は、先程加倉井先生からもございましたとおり、永久に続くもではないと思っているんですけども、ただ、当面、やはりコメと小麦と日本にとって重要な作物、穀物でございますので、今の現状の中ではですね、やっぱり国家貿易で動いている現実がある訳でございますから、それを国民生活、消費者のためにですね、安定供給も大切ですし、なるべく動かさないことが大切ですし、このシステムをですね、検討しているとおおり、どうしたらいいのかを当面は考えるべきだと思います。

(林座長) はいどうぞ、大木委員。

(大木委員) 私、消費者はただそのおいしいパン、おいしいうどんを当たり前の様に作っていただいたものを買って、ですから、奥の仕事っていうのは全く分からなかったんですよね。これだけいろんなご苦勞をされて、製粉会社の方も、国もやってるんだなど、この委員に参加させて頂いてやっと分かってきたというところで、そしてSBS方式と、自由に柔らかくなるんだから良いんじゃないのと頭の中では簡単に考えていました。それから上がったり下がったりするの大変だけど、年2回、国際相場の動向を迅速に反映するんだからいいんじゃないのとも思っていたんですが、みなさん、国家貿易を国の備蓄を備える意味でもやって欲しいという話もありましたし、それからSBS方式をやるんだったら検証して、それからという話がありましたが、検証っていうのはどういうことを検証して、どういうことを具体的に言っていらっしゃるんでしょうか。ちょっと検証という意味がわからなかったんですけど。検証した後に拡大した方がいいとおっしゃった様な気がしたんですけど。そこを教えて下さい。

(曾我製粉 曾我社長) いくつか理由はあると思うんですけども、一つには先程横沢協会会長も触れたデュラムにしてもプライム・ハードにしても、この2銘柄がSBSになっておりますけれども、いわゆる先程異常な事態、非常時という言葉を使いましたけれど

も、制度の導入後に国際価格が大変急騰してしまいました。ですから、このSBSを導入するきっかけになったときの状態と、導入した後は全く局面が、世界の相場の状態もマーケットも違いますし、ノーマルでない、アブノーマルな状態でこの2銘柄がずっと動いてきました。従って、検証という意味は通常のいわゆる巡航速度で走ってない、巡航速度に間もなくだんだんそういうところに落ち着きつつありますけれども、まだ、オーストラリアも干ばつが治まったとはいえないと思いますけれど、とにかく、ある程度このアップ・ダウンがあまり無くなった状態のときに、果たして、今いったSBSが本当に消費者のためなのかどうなのかという意味での検証をするに、あまりにも今までは異常事態であったので、それが良い悪いは判定すべきじゃないというふうに思っております。また、先程拡大するデメリットについては、協会長が触れたとおりで思っております。

(林座長) この制度がスタートした時に、これは誰も予想も出来ないことが起こっちゃったんですよ。相場の専門家じゃないですけど、通常にスタートして、安定した時の小麦相場であれば、価格は動かないできたんですよ。これがもう異常状態で上がっちゃったわけです。これは小麦だけじゃなくて。全てが異常な状況の中でスタートしましたから、今、曾我会長がおっしゃった、まさに安定した状況の中で確認できてないわけですよ。だから、落ち着いた、この安定した状況の中で確認してから、まだ確認されていない状況ですよと、強調されたいのだと思います。

(加倉井委員) 柴田さんの方がずっと詳しいんですが、ちょっと伺いますが、シカゴの相場がなぜ落ちたかという、あの上げたのは投機資金が流入したからであって、実物をやり取りする時になると投機は引く訳です。ですから今、こうゆうふうになったわけですね。確かに異常事態だったけれども、実物の需給とは別な要素で非常に大きく動いたと思うんです。だから、下がってきたってことがあるんですね。

もう一つは、食料の安定供給が必要だと、私も思いますし、その場合に、国民が飢えない様に政府がかなり管理するとか介入するというのは当然だと私は思っております。しかし、その意味はですね、パスタが高くなって食べられない国民を救うとか、それを食料の安定供給として、国家がやるべきことかどうかということになります。だから、前提条件を先程言ったんですが、国家貿易を前提にすれば、おっしゃるようにそうでしょう。でも、政府がそれをやりだすと大きな政府になってしまって、パスタが高くなった、これは大変だ、政府が何かすべきだとは私は思わないんですが、その辺どうでしょう。

(昭和産業 横澤社長) 委員のおっしゃるとおり、デュラムというのは先程申し上げましたとおり、用途も限定されているし、総需要量もSBSにしても業界は大丈夫だろうと、

それでデュラムはスタートしているわけです。ですから、このデュラムを国産に戻してくれと言っているわけではないわけです。今の現状のデュラムとプライム・ハードについては現状どおりで結構です。しかし、これを他銘柄で同様に増やしていくのは問題だと言っている訳です。委員からの相場の話、投機というのはまったくその通りであります。食糧、穀物争奪戦というのは基本的には変化がないのではないかなと思います。これから下がりますが、昔のレベルには下がらない、今のレベルで推移するのかなと考えております。

(昭和産業 岡田常務) 補足になりますが、委員が御指摘のように投機の影響は全部ではないにしてもあるのは事実だと思います。世界の人口増加等を含め、穀物のファンダメンタルは堅いというのが現状ではないかなと思います。なぜかといえば、投機筋はいろいろなところに入りますが、穀物は下がったとはいえ、以前と比べまだ倍くらいのレベルにあるわけで、原油の世界と違うところは、原油は今価格が元に戻りつつありますが、その点が違っているのではないかなと考えております。

次に食糧の部分についてであります。これは個人的な意見も入りますが、食糧法等で国民の食糧を確保することは非常に重要なことではないかなと思います。今、世界中でいろいろな穀物が輸出されていますが、自国の国民に食べさせて残ったものしか輸出していない、自国の国民の食糧を確保せずに輸出する国はないと思います。そのような観点から見た場合、一企業がそこまでやれるかという限界があるものですから、どういう形態がいいか、いろいろ議論していかなければいけませんし、時代に合わせた形でどういう形態に持っていくかということは十分に考えていかなければならないところです。主食に位置付けられているコメ、麦についてはある程度の国のコントロールが必要ではないかと、個人としては考えております。

(林座長) 私からも意見を述べさせていただきたいのですが、昨日の午後、4時から5時まで麻生総理とお会いしていたのですが、官邸で「立ち上がる農山漁村」という会議があり、地域活性化を図るために表彰事業を行っております。そこで、去年の優秀な事例の地方公共団体に来てもらって話をしました。

石破農水大臣もおられました。つい最近、テレビで激論をされたと、私は見ていないんですが。事故米のせいがあったかもしれないんですが、その中でコメを、断固として100%、一粒たりとも輸入米はいらないのに賛成人という、全員がワーッと手を上げるわけです。あることが起きた時に、国民をバカにするのではないのですが、食糧問題、農業問題はわかりにくことがたくさんありますよね、一方で単純な論理が先行することがありますね。今、それが日本にとって得策かといった場合、大臣がおっしゃっているように、私もそう思っていました。自給率50%は断固として必要、農水省もその決意を持っている。しかし、逆に言うと50%は断固として輸入しなければならないわ

けですよ。そこで断固としてというよりは、止むを得ずといった方が正しいのですが、日本の得意・不得意を考えた場合には、本当に50%程度、日本は狭い国土の中で輸入して売らなきゃいけないわけですから、そういうバランスを考えた時に断固として50%輸入するんだと言ってもいいかもしれない、そう思っています。そのバランスを考える時にある種、国が大きな方針を決めて、やっていくのは重要なことだろうと思っているのです。1年数ヶ月前に変えられた現在の相場連動制という制度。国家統制の強くない、自由度を活かした形に移行したわけで、これは大きな1つの流れです。製粉企業の方たちは、大変この形でいいとになったとおっしゃった。ところが導入期に相場の大変動が起きたために、今、検討会を開かねばならない状況になっているわけです。先程来の応答の中で、あそこで決めたことは間違っていなかったと、あのルールに則った形で今後とも運用していただきたい、もちろん、SBSとかを積極的にやれということになるかもしれませんが、止めようということにはならないと。ある種の弾力性を持たせるための装置だと考えた場合、1年数ヶ月前に決めたことは、予想もしないことで大変なことになっているけれども、違ってはいなかったと、製粉企業の大小の方々とともに、そう思っていらっしゃると考えていいですか。

(昭和産業 横沢社長) そのとおりだと思います。本制度が導入される時、私は今の仕事をしていませんでしたが、役所と我々業界としても苦労の末にできたルールだと思っています。基本的にはそういう考えですが、ひとつ決められたルールですから、運用していけば、いろいろ変えたほうがいいということも出てくるわけです。今回は異常事態でございましたが、決まったルールの中で、よりメーカー、お客様、消費者それぞれに何がいいのかということを考えながら、修正していくという形でいいと思います。

(林座長) 先程の続きですが、石破大臣の話ですが、さっきのテレビの番組に出て消費者に説明しているわけです。我々、何か起きた時にいろいろ説明をしなければならないんですが、今、小麦の価格決定については、何をどう説明したら、どこをどう説明したら国民に一番有効だと思われますか。今のルールでこれだけ下がった場合、もう少し安くしてもいいじゃないかと、当然、消費者の中から声があがるわけですが、今のルールは激変緩和策をとっていますので、国際相場がこうなったから明日からすぐ下がるわけではありません。

しかし、それについて一定の方は不満を持つと思います、相場が乱高下した中で上げる時にはあれだけ大反対したのに、下がる時はもっと連動させろと。一般の方たちはその方が分かりやすいですからね、上げるのは反対だけど、下げる時は賛成なのです。そういう状況の中でどういうことを説明したら、今の制度はこういったものと、何を宣伝したらいいとお考えですか。

(昭和産業 横沢社長) 国民は、上げる時は上げるな、下げる時は下げろという考えなのでしょうが、このルールが始まって異常状態の中でも、この10月で10%、本来で23%のところ、10%までマークアップを下げて抑制したわけですから。その前の30%もこれは38%ですか、それを30%に抑制したわけです。国民や消費者の皆さんの理解は、このような異常状態の中でも、まさに国民生活に問題がないよう、手を打ってきたわけです。下げの問題ですが、これまで安定でやってきましたから、下げは時間の問題ですね、次の改定の時期になれば、また計算ルールはあるわけです、国際相場も大体半分くらいまで下がってきましたから。必ず下がってくる、ただ、極端なことをやるのは経済原則としておかしくなりますよね。答になっているかあれですが、一定のルールは必要ですよ。

(加倉井委員) 関連なんですけど、ルールを決めて、それに政治介入して、上げたり下げたりする。それはいいことか、悪いことかというところやはり今の話になるわけですよ。いいように見えて悪いと。かっこはいいけど、実はルールを曲げてしまったんだから。だから、次はまた曲げればいいのかと、そういう話になるわけですね。ですから、私共は制度を考える前にあまり政治介入が極端にされないようなルールを作る必要がある、そういうのが実はあるわけです、考えの一部分に。だから、SBSとか、国家貿易を外していくとか、そんな話が出てくるわけです。お話はわかりましたが、一つ質問させて下さい。国産麦倍増という計画があって、自給率向上のために。これは、需要が一定とすれば、輸入麦を国産に置き換える、安い麦を高い麦にする、マークアップで国家に入る金額が減るといことですねよね、これを皆さんは販売していけるんですか。国家貿易に賛成の方が多いいだけけれど、国が言ったら皆さんは、売れるんですか、倍の国産小麦が。つまり売れなければ生産しても本当の生産じゃないですよ、皆さんは本当に消費させられるのですか、倍増して。曾我さん、どうぞ。

(曾我製粉 曾我社長) 答になるかわかりませんが、今の世の中、日本は恵まれていてオーバーサプライですよ、あらゆるものが。ですから、恵まれている中でこういう議論が堂々とできるのですが、モノが足らなくなったら大変なことです、豊かであることを前提に今我々は議論していると思います。SBSに対しては、我々がよく実態を踏まえてから、次にというのが、マークアップをどうするのかとの議論を一度やっておかないと、今、加倉井委員がおっしゃったように国産の小麦のあり方も、当然取扱いが変わってくると思います。ただ、大臣がしっかりコミットメントされました国産小麦180万トン。逆に50%しっかり輸入するという、両方のバランスをどうやってとるかという国の責任としてのコミットメントもっていますので、国民がその方が幸福になるという大きなコンセンサスをとらないといけないんじゃないかなと。法律として、先程、なぜスイスの話をしたかということと安全保障として食糧を位置付けて、食糧高いけれど仕方がな

いというコンセンサスがあつてこそ、そういう位置付けがあると思います。国として国民のコンセンサスを得る努力は政治的にもしておかないと、内麦が売れるのか売れないのかというのは、中途半端だと、もし価格が下がって、国産の入札価格よりA S Wが安くなったら、買わなくなるかもしれません。特に、内麦はA S Wと混合して使いますから、コストによって相当仕入れを制限していくことは目に見えていると思います。我々、中型製粉の場合、阿部副会長も述べたように、学校給食等地産地消でしっかり張り付いている部分、値段だけでない部分もありますが、そこら辺の整理がないと価格と需給でべらぼうに振れる場面が想定されると思います。

(昭和産業 岡田常務) 製粉業界としては自給率の問題もありますから、内麦の生産振興には最大限努力をしてまいりましたし、また今後継続していくつもりです。その前提でお聞きいただきたいのですが、まず内麦が増えた時に我々製粉企業が使える条件というのは、品質が外麦に見合った、同等のレベルのモノがないとこれはつかえません。先程、横沢の方からもありましたが、強力系の小麦は内麦は2万トン程度しかない、したがって、そういうものが作っていけるかどうか、或いは麦の品質全体が外麦に対抗できるかどうか、これが最低の条件であります。その上で、価格がどうなるか。消費者の方により美味しく、安全なものを継続してお届けするためには価格はやはり重要です。ここをまずクリアしてもらう必要がございます。あと、もう一点、現状のシステムの中では内麦の振興費、いわゆるマークアップという形になっているわけです。例えば、内麦が倍増になれば外麦は減ります、それに載っているマークアップで品目横断で振興する形になっていますが、今のままの形態では外麦に非常にそういう負担がかかる形になります。一方、私どもと致しましては、マークアップについては継続的かつ段階的な引下げをお願いしているところであり、引き続きよろしくお願いしたいと考えます。

(林座長) それでは、大体、意見はよろしいでしょうか。この辺で意見交換を終了させていただきます。活発な御議論をありがとうございました。

生産者団体からのヒアリング

(梶島食糧貿易課長) それでは、続きまして、生産者団体の方々から御意見を伺いたと思います。御意見を伺います、生産者団体の方々をご紹介いたします。

まず、全国農業協同組合中央会農業対策部長 築地原優二様でございます。

全国農業協同組合連合会常務理事 米本博一様でございます。

同じく、全国農業協同組合連合会米穀部長 川崎史郎様でございます。

本日は、年末のお忙しい中、御出席頂きましてありがとうございます。どうぞよろしくお願い致します。

(林座長) それでは、これから御意見を伺います。お手元にございます、ヒアリング項目を参考にして頂きながら、概ねこれに沿って、御意見を頂戴したいと思います。その後、私どもと皆様と意見交換をさせて頂きたいと思います。最初に、生産者団体を代表して、全国農業協同組合中央会 築地原農業対策部長からお話頂きます。よろしくお願いします。

(全国農業協同組合中央会 築地原部長)

1 輸入小麦が国産小麦に与える影響について

(1) 国内産麦の生産状況及び輸入麦との競合関係

- ・ 我が国における麦作の主流は、小麦、六条大麦、二条大麦、はだか麦であって、その中でも小麦が国内生産の80%を占める。
- ・ 小麦の19年産の作付け面積は、北海道で11万7千ha、都府県は9万4千ha、合わせて全国で21万1千haである。生産量は、北海道で58万2千トン、都府県が32万8千トン、合わせて90万トン程度となっており、北海道が64%、都府県が36%となっているが、都府県における小麦の生産は、ほとんどの県でまんべんなく生産されている。
- ・ 北海道では、小麦は主要な畑作物として位置付けられている。一方、都府県では主要な転作作物として位置付けられており、都府県の小麦の作付けのうち93%が水田で作付けされている。
- ・ 需要については、国内需要600万トンのうち、国内産で対応しているのが90万トン程度で、15%程度のシェアとなっている。
- ・ 国内産小麦は、17年産以降政府買入れをなくしたことから、現在は、全量が民間流通に移行している。生産者は団体に委託し、団体と実需者とが、価格とセットで播種前に契約するという仕組みとなっている。
- ・ 外国産麦は、アメリカ、カナダ、オーストラリアの3カ国から輸入しているが、国内需要の85%を占めるとともに、タンパク含有量によって、パン用の強力粉、中華麵用の準強力粉、うどん用・中華麵用の中力粉、菓子用の薄力粉など、あらゆる用途の需要に対応できる良品質なものである。一方、国産小麦は、うどん用などに適した銘柄の生産が中心であったが、近年はパン用に適した小麦の生産も行われており、新品種の開発も進められている。したがって、外国産小麦は、銘柄を問わず国内産小麦と競合していると認識している。
- ・ 国は、国内産麦で不足するもの及び品質的に国内産麦で対応できないものについて、外国産麦を国家貿易で輸入し、一元的に管理している。
- ・ 我が国の気候は、アジアモンスーン気候であり、収穫時期が梅雨時にかかる関係から、品質面等から外国産麦に比べて低い価格で流通せざるを得ない実態となっている。このため、生産コストと販売コストの差について、経営所得安定対策によって麦作生

産者の所得を一定確保している。ただし、助成金は固定化されているため、販売価格の変動によって、生産者の手取額が変動する構造になっている。

- ・ 生産者の手取額は産地によって異なるが、国の助成金はトン当たり11万円程度、販売代金は4万円程度、合わせて15万円程度が手取りとなっており、生産者手取りの70%以上が国からの助成金という現状になっている。

(2) 国際相場の高騰による国内産麦への影響

- ・ 国産小麦は、実需者の品質評価からすれば、外国産小麦との間に一定程度の価格差が必要とされており、圧倒的な量が流通する外国産小麦の価格動向によって国内産小麦の流通価格が左右される、同時に生産者手取りも変動することとなる。
- ・ したがって、外国産小麦の価格が大幅に下落した場合には、国内産麦の流通に支障をきたすだけでなく、生産者手取りにも大きな影響が及ぶと認識している。

2 輸入麦の政府売渡ルールについて

(1) 現制度への移行に伴う国内産小麦への影響

- ・ 国際相場に連動して政府売渡価格が変動する現行制度は、国内産麦の流通・価格動向や、生産者手取りに多大な影響を与えていると認識している。
- ・ 現行制度に移行し、外国産小麦の売渡価格が年2回改定され変動することから、国内産小麦の取引において一部の実需者からは、事前に価格とセットで全量播種前契約することについて、購入リスクが大きいことから難色を示されている。仮に播種前契約が崩壊すれば、国内産麦の価格は外国産麦の価格に合わせて変動せざるを得ず、国内生産者は安定的な価格と需要を担保できなくなることから、生産意欲が低下するのではないかと危惧している。

(2) 国際相場の変動の迅速な反映

- ・ 現行制度では、外国産麦の売渡価格は年2回も変動し、国内産麦の価格動向や生産者手取りに多大な影響を与えている。仮に、これ以上、外国産小麦の価格改定回数が増加した場合、国内産小麦の生産者の生産意欲や生産者手取りが不安定化することとなる。このため、国内産麦の生産が減少してしまうのではないかと懸念している。

(3) 売渡ルールの変更

- ・ 現在の相場の乱高下は、異常な状態であり、これをもって現行制度をすぐに見直すということはいかなるものか。国内産小麦の生産者の手取りの安定や、全量播種前契約による円滑な流通を確保する観点から、外国産小麦の政府売渡価格の変更は、現行の2回以下を基本に、極力価格が変動しないようにして頂きたい。
- ・ S B S方式の拡大は、頻繁に価格改定が行われるのではないかとということ、輸入の数量管理が不透明になるなど、国内産小麦への影響は甚大ではないかと認識している。これ以上のS B S方式の拡大には、反対せざるを得ない。

- ・ 農林水産省は、食料自給率強化の向上のイメージの中で、小麦の生産を倍増させることを示している。小麦は、戦略作物として増産していくことが大事と認識している。こうした観点からも、生産者の作付意欲を喚起する手取りの安定と円滑な国内流通の確保が不可欠ではないかと考えている。

(全国農業協同組合連合会常務理事 米本常務)

- ・ 国産麦の生産量は、昭和40年には129万トンあったが、それが昭和48年に20万トンまで激減した。その間、外国産麦に取って代われ、国内産麦が壊滅するのではないかといいところまでいったが、その後、国内産麦もきっちり位置付けられ、国内産麦と外国産麦のバランスを取る、国内産麦はなくてもいいというわけではないという政策が取られた。その結果、昭和63年には100万トンまで生産量が戻った。その後、コメの生産調整の関係で入り繰りはあったが、現在の生産量は91万トンとなっている。
- ・ 国内産麦の生産増は、生産者の努力もあるが、製粉企業、二次加工メーカーも、国内産麦をいかにうまく、外国産麦とブレンドしながら使うかという努力をしてきた。国内産麦は、小ロットで作っていることから品質のぶれが大きく、外国産麦に比べると安定せず使いにくい、使いにくいところを外国産麦とのブレンド等で工夫し、需要も含めて、やっと91万トンまで生産できるようになった。過去には、国内生産が一気に減っており、外国産小麦との関係が崩れると、一気に国内産麦が減少する恐れがある。また、これを立て直すためには、関係者の努力が必要であり、時間もかかるものである。
- ・ 外国産小麦の輸入は、仕組みを変えれば、それでいいのだろうが、国内産麦の方は、生産であり、急に外国から入って来なくなったからといっても対応できないものであり、その点をご配慮頂きたい。

生産者団体ヒアリング対象者との質疑・意見交換

(林座長) ありがとうございます。それでは、御意見、御質問いかがでしょうか。
では、大木委員お願いいたします。

(大木委員) 小麦を作るのに93%水田を利用しているとの話でした。播種前契約を全量したいけれども、それを敬遠するということもあってとの話だったと思いますが、それは品質とか価格というのが一番の大きな原因なのですか。

(J A全中 川崎部長) 播種前契約で全量やって、生産者も来年買っていただくということで作っていきたいとしてやるわけですが、一番は先程言いましたように、国産麦は使いたいということもありますので、買っていただいた後、粉にして二次加工の実需の

方に使ってもらわないといけないわけですから、そのところで品質的なミスマッチがある部分とそれから外麦との価格差というところだと思います。外麦との差が今大きく開きましたから、従来9千円くらいの差だったのが、今、3万円近くの差になっていますから、こういう中では、今は播種前契約でほとんど契約していただける状況になっています。ただこういうふうになる前は、一部分は、ミスマッチもあり、また買い手の方も無理して使ってくれたという状況だったと、やはり両方ですね。

(J A全農 米本常務) 築地原部長がおっしゃったとおり、播種前契約の仕組みといわゆる水田畑作経営所得安定対策のところは基本的に連動してる形になっているものですから、基本的には手取りという観点から言えば、生産者側としてはそういう形でやるというのが、ベストだという形になっております。ほぼ100%播種前契約の形で流通をしているというふうに方向としては理解をしていただければいいのではないかと思います。

(加倉井委員) ちょっと教えていただきたいのですが、一つはロットが小さいから中々品質を揃えるのが難しいのですが、しかし単収はずいぶん上がってきたようなのですが、先程も21万h aで91万tと。前は単収300kgとしかなかったものが、ずいぶん上がったものだと思うのですが、しかしヨーロッパに比べればまだ低いのですが、どの程度これが引上げられるのか、これは値段にもコストにも関係してきます。その見込みを教えてください。それから自給率向上の計画で、180万tをほぼ10年程度で生産を拡大するということですが、このために必要な条件というのは、生産者側でいうとどういうことになるか、整理してお答えいただけたらありがたいです。

(J A全農 川崎部長) 加倉井先生のおっしゃるとおり、御存知かと思いますが、単収は地域によって相当、上がってきているといっても差があります。北海道であれば500kg台はありますが、関東では平均でいうと400kg台、裏作をやっているような地帯ですと300kg台というところもあり、それぞれの作り方によっても大分違うというふうに思っております。当然徐々には上がってきておりますが、中々そう劇的に多くなるということではないと思います。ですから品種の問題とか、そういうところが一番大きいのかなと。また小ロットといいましても、実際麦の場合は、コメなんかと比較した場合は、日本の中でということでございますけれども、物流としては進んでおります。そういう面では、大分改善はされているのだと思いますが、中々、単収のところが、劇的に変わるというのは、気象条件というのも当然ございます、梅雨という条件もございまして、大麦なんかの方が影響を受けやすいのですけれども、それでも小麦というのも影響を受けやすいという環境もありますので、そういう気候条件というのも要素として念頭に日本の場合は置かなければならないというふうに思います。

それと、どういうふうに数量として拡大をするのかということですが、後ほど築地原

部長の方から補足をして頂きたいと思いますが、現時点における流通の価格、品代のところだけを考えると、当然生産費を賄っていないというような状況にありますから、今の仕組みでいいますと、水田畑作経営所得安定対策のようなものが、数量を拡大することも含めて、きちっと措置されるというのがないとまず駄目だと思います。それともう一つは、財源的な問題ですね。それともう一つは、先程、需要の面でありましたが、需要は麺用が半分近くあって、あと菓子用とか、いわゆる普通粉とか薄力粉のところで、菓子用がメインで70万とか80万とか使われているわけです。絶対使えないということはないと思いますが、そういうふうな品質のものでもいろんなパンとかそういう需要に使ってもらうというのとセットでないと、単純に今の需要構造で考えた場合、そこセットで日本の自給率を上げるという観点から使ってもらうということがないと、中々、現実的には難しいのではないかと思います。

(J A全中 築地原部長) 単収の方は、先程、川崎部長がおっしゃるとおり、北海道と都府県ではかなり差があるということです。北海道が500kg程度、都府県が350kgくらいなので、1.4倍くらいの差があると思います。特に都府県の場合は変動が大きいということが懸念されるのだらうと思います。尚且つ都府県の場合は、先程、大木先生の方からありましたように、93%が水田でやっておりますので、また生産調整の転作作物として重要な役割りを担っておりますので、やはり、その場合はコメとの収益性なんかも当然加味されるんだらうと思います、今後増産していくという場合は。今回、新しく産地づくり対策を見直しました。また、経営所得安定対策で充実をしていくということで、農家の手取りを安定化させていくということが必要ではないのかなと思います。それから、品種です。高品質で出来るだけ作柄が安定する、気候条件にもよるのですけれども、そういうような安定、特に農家サイドからいけばそこら辺りをしっかりしていく、当然、品質が向上されれば実需の皆さんにも使ってもらえるというのが前提になるのですけれども、そういう両面の対策がどうしても必要ではないかなと思っております。

(柴田委員) 一点お聞きしたいのですが、国内の小麦の場合、小ロットと品質の問題があると言われたのですが、一方で中小の製粉メーカーは国産をうまい具合に利用して独特な味を創意と工夫して出しておられるというメーカーもいると。そのところは大体、小麦を作る際にはこういった製粉業界さんとの連携というか、こういう格好でつくられているケースが大半ということですか。

(J A全農 川崎部長) 製粉メーカーさんからは、民間流通麦の仕組みの中で毎年毎年、取扱条件を御相談させていただいて決めていくわけですが、当然その過程において、産地毎に相当厳しい注文というか御指導といいますか、そういうものを常に毎年毎年出されております。それにどれだけ生産者団体として、追いついていけるのかという

のが、民間流通の仕組みですから基本にあるわけですが、そういった中で改善をされていく部分というのも当然あるのですけれども、今の需要構造として先程言いましたとおり、強力粉なのか薄力粉なのかというのは、タンパクの含有量で区分がされているのですが、現実的に先程言いましたとおり、国産を使われているのは、いわゆる普通粉というタンパク含有量が8とか9とか10くらいのところがウェイトとしては高く、そのことが結局うどん用とかに使われている、且つ、薄力粉、菓子用なんかはその次のウェイトとして使われているわけですが、そういった需要構造でなりたっているというのが今の70万tとか80万tの世界だと思います。ただおっしゃるとおり、現実には国産小麦を使用したパンとか、そういうのがないわけではないし、地産地消みたいな感じでは広がってきているわけですが、一般的になっているかどうかというところの問題からいうとまだそこまではいっていないところだと思います。ですからそういう需要の面も含めてやるということだと、それぞれが努力なり、消費者も含めてそういうふうなものでも受け入れていただくとか、消費とセットでどういう形態で使っていけるのかということを経営の段階で努力していかないと量的なものを、今の例えばタンパク区分をベースにした用途で考えると非常に難しいのではないかと思います。

(加倉井委員) 播種前契約というので、皆さんは生産して売る方だし、製品にして消費者に渡すのは別なところということですから、播種前契約というのは非常に大事なのですが、これが実際に現場では、中々うまくいなくて、農家にしてみれば不満ばかりあると。それから、じゃ全国段階の農協が出ていってやると細かいいろんな微妙な話があると。例えば、雨にあたった麦とあたってない麦とでは全然違うとか、そういう細かいことは全国段階では中々把握もできないしと、播種前契約というのは非常に難しい。うまくいっているのかどうか、実際にはいろいろ不満がありながらやってきたと思うのですが、それが今度は量が倍になるということになると、トラブルも倍になるのではないかなという感じがします。この辺はどういうふうにやっていったらいいかというお知恵をお持ちでしょうか。農家に聞くと大体不満を言います、「文句を付けられてこんなに安くなった」と、メーカーの方にいうと「こんな雨にあたったものを」ということになるわけだから、その辺を市場原理主義でもないし、国家管理的でもない、その中間でこれを行っているものだから非常に難しいのではないかと私も思うのですが、何かいい知恵がございますか。

(JA全農 川崎部長) ちょっと次元が違うのかもしれませんが、捉え方だと思うのですが、加倉井委員の言われることは現場では当然起こっていることだと思うのですが、それはお互いに取引上の問題として小麦に関わらず発生することで、それは当事者が相談をして解決していく事案だと思います。それは必ずしも小麦に限らず、いろんな問題が起こってますし、当然雨に当たれば規格外になったりしますので、そういうふうなこと

も含めて、どう取引するかということだと思います。むしろ、播種前契約の仕組み自体をどういうふうに生産者団体から評価をするのかというような視点で考えなければならぬのかなと思います。当然、買っていただける方がおられるわけですから、見る角度が違えば、立場が違ふということになるわけですが、我々から致しますと、その全体の価格改定が、今後変わるというのではなくて、どういうふうな、いつの時期にどういうふうに外麦が決まっていって、それを踏まえて、国産麦が決まっていくというような基本的なフレームの中での評価ということに当然なるわけですが、やはり内麦を優先的に、自給率とかそういう観点から使っていただくというふうな事から考えれば、先に全体必要量の中での需要というのは決まっているものですから、その中に内麦をどういうふうな条件で需要の座布団に座っていくかということですね。それに基づいて、安定的に生産をしていくということがないと、その時々、そういうふうな仕組みの中で、判断をして実需者の方は買って頂くということになっていることなので、そういうふうな仕組み、需要の座布団にどういう順番で座っていくのかというふうな観点からすれば、我々とすれば播種前契約の仕組みで、きちっと生産者手取りがある程度見通せるような形、価格も決めますから、そういう形で条件を決めて生産をしていくことは、いろいろな面で生産者にとってメリットがあるんだというふうに思っております。ただ、生産者の目から見ると、今の仕組みですが、価格は決まりますと、去年くらいからですが、売渡価格というのは変動を2回することになりましたから、その意味では、国際相場が売渡価格に反映されるということになりますので、品質面から見て、国産麦が安いというのはある意味しょうがないというところはあるのですが、余りに乖離が発生したりするようなことだと、やっぱり生産現場からは、素朴な意見として、何でなのかということ、率直な気持ちとして出るということはあると思いますけれども、基本的なフレームとしてどうかと言われれば、外麦の変動を、回数とかいろんなことが前提としてありますが、安定的に生産される仕組みとしては、やっぱり必要なのではないかというふうに我々としては思います。

(林座長) 生産者、あるいは生産者団体としてはですね、1年数ヶ月前に相場連動制にしたわけですが、SBSも弾力的に使う、それ自身はこれでよろしいと、さっきからのお話しをお聞きしますと、これ以上生産者の意欲を失わせるような市場が起こる事は絶対に望ましくないけれども、今の制度でよろしいということですか。それとももっとですね、昔に戻した方が良くないかと、そういうお考えもあるのか、その辺はどうなのでしょう。

(JA全中 築地原部長) 先程の加倉井先生の御質問とも関連すると思うんですが、やはり、考え方としてですね、自給率の低いものを国産振興しながらやっていくということになれば、やはり生産者と実需者が安定的な関係を確立していくことが必要じゃないか

という立場だろうと思います。選択肢が幅広くですね、選択が自由に出来る世界であれば、かなり変動があってもいいんだと思うんだけど、少ないものを伸ばしていこうという関係だと、業者を安定させる。品質劣化とかあれば、そこは工夫していく必要があるかと思う。そういう観点からも播種前契約ですよね。もし足らざるところがあれば、品質劣化なんかならルール化するとかあるかなとは思いますが。基本的にやはり安定化、制約を受けるんだけど安定化を基本にする立場だと思います。そういう観点からすれば、先程も申し上げましたけれども、価格改定は現行が2回なんで2回か、気持ち的にはやっぱり1回位がいいんじゃないかと。変動を出来るだけ抑えるという観点、本来は安定化させるということなら1回が良いんじゃないかと。現行を枠組みとして進めていただければ良いんじゃないかと。より安定化の中で伸ばしていくのが必要じゃないかという立場であります。

(林座長) わかりました。川崎部長、どうぞ。

(J A全農 川崎部長) S B Sの事なんです、これも結局、全体の国内の需要、外麦も含めた国内需要で、どこ用途に対して行われているかということと、仮に国産の生産を増やした場合にその増えた部分がどの需要に影響するかというふうなことで、多分、我々としては判断せざるをえないと思うんです。総体的な問題として。多分、正確にはわからないですけども、プライム・ハードとか、いわゆる限定的なS B Sになっているわけですね。そのところは今の需要構造からいうと、国産麦と相容れないといえますか、ちょっと違う世界で行われているということになるわけですね。それが、全体数量がもし国産麦が増大して、需要がその用途を含めてですね、いろんなことを考えないといけないということになれば、当然そのところが、単純に制度的にS B Sを増やすということじゃなくて、需要がどの範囲に入ってきて、それが国産の生産にどう影響するかというふうなことで、判断するっていうのが我々の立場なんじゃないかなというふうに思っております。

(林座長) はい、わかりました。確かに小麦は、一言で小麦といっておりますけれども、超強力粉から、強力粉、準強力粉、このへんはいかに品種改良が進んでもですね、技術的な改良が進んでも日本で相当な量を作るといのは相当難しいことじゃないかなというふうに、農林水産技術会議の中でも私個人的には考えてます。ただ、さっきから川崎部長がおっしゃっているように、この需要が、日本の需要がおそらく一番弱い薄力粉のところは米粉に変わってですね、準強力粉までいかなくてももう少し上のたんぱく質含量が高いところを国内麦でいくとかですね、しっかりした区分で需要を喚起する、今、需要が無いんだと思うんですね。東南アジアはコメで作った麺はたくさんあるわけですよ。ベトナムだってタイだって。日本でほんとにそれを受け入れられるのか、もっ

とうどんとかラーメンが相当日本人の趣向に合ってますけれども、新しい麺を例えば日本で作っていくとか新しいパンを、作っていますけども、なかなかそう簡単には伸びていないというのは先程からお話ししている通りなんです、その辺は生産者の方ではどうにも出来ないことなのか、それから次回のラーメン店を営まれている方とか、二次加工の方に来ていただく時に我々が取り組んでいただきたいところなんです。

生産者側からみた場合にですね、日本の需要構造が劇的に変わらないとですね、ある程度180万トンっていうのは大丈夫なんだろうか。製粉企業の方々にお話をお聞きしたんですが、ほとんどの方が自給率を上げたいと思っておられると口にだしている一方で、価格の問題と品質の問題で合わないものはやはり消費者に犠牲にするわけにいかないし、商売にならないわけで、そこは譲れないところなんだとおっしゃってるわけですね。そのあと、そこで日本の風土で出来る小麦の需要が本当に喚起出来るのかどうか、どういう見通し、もってらっしゃいますでしょう。

(J A全農 川崎部長) 今の現状を踏まえて考えれば簡単ではないと思う。きちんと整理している訳ではないが、物として食べられない訳ではないし、そういう物として使っていくかという方向性だと思うんですね。消費者も含めて、そういう努力をどれだけしていくかとかということとセットで考えざるを得ないと思うんです。食感とか、いろんなことを言うと、今の感じと同じかということと難しいんだと思うんです。おわかりのとおり、米粉なんかも、100%米粉パンと言っても、製法がそうだというだけであって、実際に食べてみると、パンという感じがどうかということと違うと思うんですけど、そうじゃなくて、そういう物を拡大していく、食べていくんだということとセットでやれるかどうかということにかかっているんじゃないかと。

(林座長) 他にいかがでしょうか。

(梶島食糧貿易課長) 先程、築地原部長のご説明の中で、1点分らないことがあったので教えて頂きたいのですが、S B Sの評価の中で、1点は価格が動きますよということ、もう1点は輸入の数量管理が不透明になるとおっしゃったように記憶しているのですが、これはどういう趣旨でございましょうか。

(J A全中 築地原部長) 一般入札は、数量を決めて入札されているのですが、S B Sの場合は、両者相まってやるというので、数量が不安定化するとか、そう意味も含めて、そういう表現をさせてもらったということです。

(加倉井委員) 政府がタッチするんじゃないか。瞬間タッチだけだね。

(梶島食糧貿易課長) 具体的に申し上げますと、一般輸入の麦と同様に検収作業も行っておりますし、当然、一定の枠の中での入札行為となっておりますので、数量が不透明とか、変わるというのは、いったい何を差しておっしゃっているのか、何か具体的なものがあるれば、具体的に言って頂ければ有り難いのですが。あくまでも国家貿易の中で運用しているものでございますので、例えばコメでも、S B Sは麦より先行して入ってございますが、それもやはり数量が不安定、不透明ということを差しておっしゃっているのか、にわかに理解しにくいので教えて頂ければと思います。

(J A全農 川崎部長) 運用としてそういうことがないと言うのであればいいんだと思うんですけど、例えば、当然、S B Sですから枠を決めて、どういうことで売り買いをする、タッチをするということを決めているんですけど、思想的なことで、現実的にはどうかということはあるのかもしれないんですけど、そういう条件が合わなければ、変動するわけですね。変動するんじゃないかという意味で言っているんです。枠の中でも。運用上、そういうことはあり得ないと言われるのであれば、その通りかもしれませんけど。

(梶島食糧貿易課長) 議論がかみ合わないかもしれませんが、念のために申し上げておきますが、S B Sは枠の未消化はございますが、一般国貿も当然枠の未消化はございます。MA米でもそうでございますし、麦でもそうでございます。1回1回の入札においても、落札できないものはございます。そういった意味では、数量に関してはあまり違いがないんじゃないかなと思っておりますが。なお、ご疑問の点がございましたら、お寄せいただければ幸いです。

(加倉井委員) 川崎さんは、米穀部長という肩書きをお持ちなんで伺いますが、自給率向上は誰が考えても賛成で、反対の人は一人もいないと思うんですが、今度、自給率向上のため、お米と小麦と両方を生産拡大することになってますね。これ、売れるんですか。部長さんとしてですね。両方とも。売りたいというのは分かりますよ。しかも、それは、ずっと前からそうですよね。国産のコメ、国産の麦をもっともっと売りたい。そりゃ、理屈はそうです。それから、自給率向上もその通りです。だけど、実際に担当なさる訳だから、川崎さん、売り切れるんですか、これ。小麦が倍になって。

(J A全農 川崎部長) ちょっと、前提がいろいろあるんじゃないかと思うんです。例えば、米粉の問題ですよね。やっぱり、加倉井委員おっしゃるとおり、条件が合わなければ売れませんよ。簡単に言うとですね。例えば、米粉で言いますと、もともと米粉というのは、昔の上新粉とか、いわゆるそういう物に使われてきた物がありますが、それは量は非常に限られているものです。原料も、普通のコメの価格の値段でやったらとても

対応できない。ですから、いわゆる加工用米とか、そういうものを原料としている訳です。それを米粉として拡大していくということになりますと、我々やっているのは、現実的に一番できるのは、小麦粉代替みたいなものとセットでもって考えないと難しいと思ってます。それも、100%代替するなんて言うことは、先程言いましたとおり、消費者の食感とか、そういうことを考えると、非常に難しいというふうに、現実的には思っています。代替する比率が1割なのか2割なのか、その比率を少しずつでも拡大するという中でやっていかないといけないと思っています。ただ、その時に、小麦粉代替ということになりますから、一番のネックは、やっぱり価格だと思うんですね。内麦の売却価格から見ますと、例えばトン当たり7万円ぐらいなら、小麦粉の原料として使っていけるわけです。結局、製品価格から考えますと、代替というと同じくらいの価格でないと使ってもらえないということになります。結論的にいいますと。価格も量もということとはとても難しいですから、現実的には、そういう水準の中で使ってもらおうということを推進していかないといけないわけですね。

そうすると、逆に、生産段階に行きますと、非常に安い手取り、コメの世界で言いますと、手取りと言うことになります。ですから、そこいらへんも受け入れて作ってですね、かつ、いわゆる小麦粉代替みたいな世界とセットして、使ってもらい、需要を確保していくというやり方を、積み重ねていかないと、とても簡単じゃないと思っています。去年くらいから、いろいろやらせてもらってますけど、非常に難しいですというのが率直なところです。

(林座長) ありがとうございます。それではこの辺で、意見交換を終わりたいと思います。本当にどうも、お忙しいところをありがとうございます。それでは事務局にお返しします。

閉 会

(梶島食糧貿易課長) 林座長、どうもありがとうございました。また、本日ご出席頂きました皆様、様々な御意見を御披露いただきまして、ありがとうございました。

次回の検討会につきましては、12月18日（木）13:30から、場所は、本日と同じ7階講堂で開催する予定としております。次回は、先程、座長からも言及がございました、

ラーメン店を営まれている方、それから二次加工メーカーの方々からヒアリングをさせて頂きたいと思っております。委員の皆様におかれましては、年末のお忙しい中とは存じますが、ご出席のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

では、以上をもちまして、本日の検討会を終了させて頂きたいと思います。本当にどうもありがとうございました。